

○公共法人等に係る法人県民税均等割の減免対象について

≪減免対象≫

法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第24条第5項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるもののうち、以下のもの。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人で資本の金額又は出資金額を、福岡県が全額若しくは一部を出資しているもの又は国若しくは他の地方公共団体が全額出資しているもの
（例）福岡北九州高速道路公社、福岡県土地開発公社、福岡県住宅供給公社
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの
（一般社団・財団法人は、収益事業を行わない場合も減免の対象となりません。）
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき認可を受けた地縁による団体で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの
- (4) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人で算定期間（※1）を通じて収益事業（※2）及び法人課税信託の引受けを行わないもの

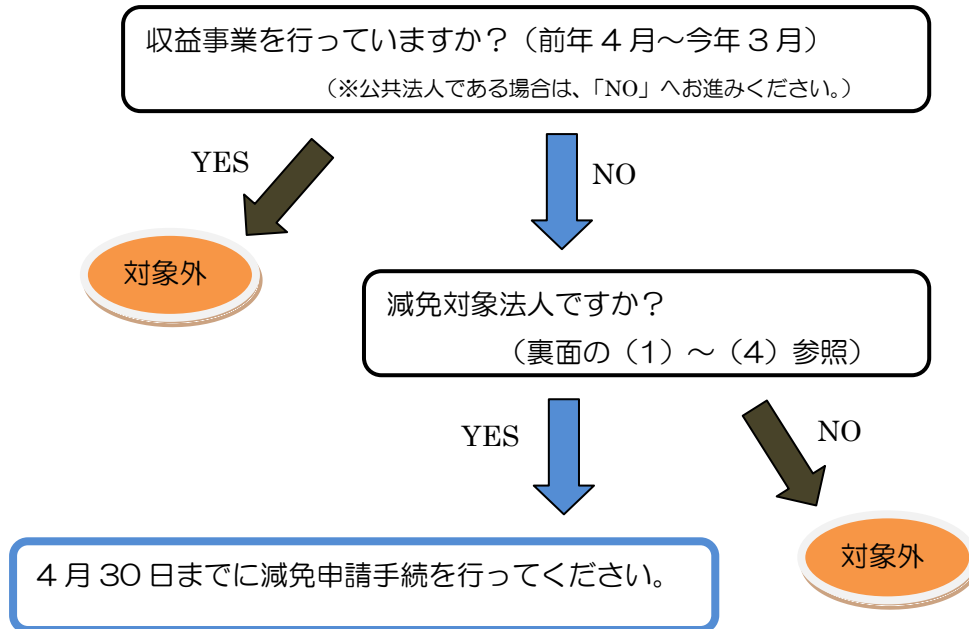
（※1）均等割額の算定期間（前年4月1日から3月31日までの期間）

（※2）法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条、法人税法基本通達第15章第1節に規定する収益事業をいう。

※ 減免の対象となる法人に該当するか不明な場合には、所管の県税事務所にご確認ください。

減免申請手続きについてのご案内

減免申請の手続きをされる際は、下記についてご確認の上、行ってください。



Q1 収益事業とはどのような事業ですか？

収益事業とは法人税法施行令第5条に規定される事業をいいます。行っている事業活動が収益事業にあたるかどうかは、所管の税務署にご確認ください。

Q2 収益事業を行っていない一般社団法人、一般財団法人ですが、減免対象ですか？

減免対象ではありません。（非営利型の一般社団法人、一般財団法人も対象ではありません。）

Q3 減免申請手続きはどのようなものですか？

提出期限までに、「法人県民税均等割額減免申請書」に「決算書」「定款又は寄付行為等」を添付し、「県民税の均等割申告書」と併せて提出し、均等割額を納付してください。減免の決定の後に均等割額が還付されます。提出期限は4月30日（当日が土・日・祝日の場合はその翌日）です。不明な点につきましては、所管の県税事務所にお尋ねください。

Q4 提出期限までに決算書を提出できない場合はどうすればいいですか？

決算期や総会の関係で提出期限までに決算書等を提出できない場合は、「減免申請書」に提出予定日を記載して、「減免申請書」と他の添付書類を提出期限までに提出してください。後日、提出が可能となり次第決算書等を提出してください。

「法人県民税減免申請書」様式が必要な方は、所管の県税事務所にご連絡ください。

また、福岡県庁のホームページからダウンロードすることもできますので、別紙の「減免申請書様式のダウンロード方法について」をご覧ください。